

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第84号-続報⑨

今回のテーマ「新型コロナウイルス感染症に関する法務省周知-続報⑨」について

情報通信第84号の続報です。在留資格認定証明書の有効期間の取り扱いについては、下記表の通りです。外国人技能実習機構の「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問」も更新されています。⇒機構HP<https://www.otit.go.jp/>

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて



令和3年12月28日
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

現状・対応方針

- 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続に必要となる在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました。
- 今般、オミクロン株の世界的な発生を踏まえて、緊急避難的対応として、予防的観点から外国人の新規入国を停止する措置を執っていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じる**こととします（下記の「新たな取扱い」参照）。
- ※ なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで（注） ・ 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効 <small>（注）留学・技能実習に係る外国人の新規入国制限の見直し措置の利用者は、引き続き適用されます。 → 2021年11月30日から同年12月31日までの間、外国人の新規入国制限の見直し措置は停止されています。</small>	④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日～2021年10月31日 → 2022年4月30日まで ・ 作成日が2021年11月1日～2022年4月30日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 参考様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用> 参考様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用> ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した下記文書を提出する場合 別添様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用> 別添様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用> ※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

◆水際対策に関しては、厚労省 HP をご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

水際対策強化に係る新たな措置（23）
（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続）

令和3年12月28日

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）において、本年12月31日までの間実施することとした、「2. 外国人の新規入国停止」及び「3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、当面の間、継続するものとする。

（以上）

